

社会福祉法人広島県リハビリテーション協会
居宅介護支援事業所ときわ
運営規程

第1章 事業の目的と運営の方針

第1条（事業の目的）

社会福祉法人広島県リハビリテーション協会が開設する居宅介護支援事業所ときわ（以下、「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者（以下、「従業者」という。）が、要介護状態にある利用者（以下、「利用者」という。）に対し、適正な居宅介護支援を提供することを目的とします。

第2条（運営の方針）

事業所は、介護保険法等の趣旨に沿って、利用者の意志及び人格を尊重し、可能な限り利用者の居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の選択に基づき、適切な保健、医療及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう援助を行います。

2 事業所は、事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努めるものとします。

第3条（事業所の名称及び所在地）

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとします。

- 1 名称 居宅介護支援事業所ときわ
- 2 所在地 広島県東広島市西条西本町24番17号

第2章 従業者の職種、員数及び職務の内容

第4条（従業者の職種、員数及び職務の内容）

事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとします。

- 一 管理者 1人（常勤兼務）
事業所の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行います。
- ニ 主任介護支援専門員 1人以上（常勤兼務）
指定居宅介護支援を提供します。

第3章 営業日及び営業時間

第5条（営業日及び営業時間）

事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとします。

一 営業日 月曜日から金曜日までとします。

ただし、国民の祝日、8月13日から8月15日まで及び12月30日から1月2日までを除きます。

二 営業時間 8時30分から17時30分までとします。

ただし利用者から希望があり、それに対応可能な場合はこの限りではありません。

三 営業時間外は、電話等により可能な範囲で対応することとします。

第4章 同意と契約

第6条（内容及び手続きの説明並びに同意及び契約）

事業所は、サービス提供の開始に際して、サービス利用申込者又はその家族に対して、運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他サービスの選択に資する重要事項を記した文書を交付し、説明を行い、同意を得た上で契約書を締結します。

第7条（受給資格等の確認）

事業所は、サービスの利用を希望する者が提示する被保険者証により、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認することができます。

第5章 サービスの提供

第8条（指定居宅介護支援の内容）

指定居宅介護支援の内容は次のとおりです。

一 要介護認定の申請に係る援助を行います。

二 相談等を受ける場所は、事業所の相談室又は利用者の居宅等、利用者が希望する場所とします。

三 介護サービス計画の作成と実施状況を把握します。

四 利用者の心身の状況、住環境、家族の状況など居宅介護支援に必要な課題を分析します。

五 利用者の要介護状態の軽減もしくは悪化の防止、又は要介護状態になることを予防するための支援を行います。

六 サービス担当者会議等は、原則として、事業所内の会議室にて実施します。

七 指定居宅サービス事業所及び介護保険施設等との連絡調整、その他の便宜を提供します。

第9条（サービスの取り扱い方針）

事業所は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、利用者の心身の状況等に応じて、適切な処置を行います。

- 2 事業所は、サービスを提供するに当たっては、漫然かつ画一的なものとならないよう、配慮して行います。
- 3 事業所は、介護支援専門員等がサービスを提供するに当たっては懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について理解しやすいように説明を行います。
- 4 事業所は、介護サービス計画の作成に当たり、サービス事業者の選択については、利用者又はその家族の希望を踏まえつつ、公正中立に行います。
- 5 事業所は、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図ることとします。

第10条（通常の事業実施地域）

通常の事業実施地域は、東広島市の西条町、八本松町、志和町、高屋町、及び黒瀬町とします。

第11条（利用料及びその他の費用）

指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとします。

- 2 通常の事業実施地域以外の地域の居宅を訪問して行う指定居宅介護支援に要した交通費は、通常の事業の実施地域を越えた地点から、その実費を徴収します。なお、自動車を使用した場合は、路程1キロメートル当たり20円を実費として徴収します。
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して、事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名捺印を受けるものとします。

第6章 従業者の服務規程と質の確保

第12条（従業者の服務規程）

従業者は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念します。服務に当たっては、常に以下の事項に留意します。

- 一 利用者に対しては、人権を尊重し、自立支援を旨とし、責任を持って接遇する。
- 二 常に健康に留意し、明朗な態度を心がける。
- 三 お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心がける。

第13条（衛生管理）

事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- 2 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレ

ビ電話装置等を活用して行うことができるものとする)を定期的(おおむね6月に1回以上)に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。

- 3 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
- 4 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

第14条(従業者の質の確保)

事業所は、従業者の資質向上を図るため、以下の研修の機会を設けます。

- 一 採用時研修 : 採用後1ヶ月以内に
- 二 継続研修 : 年4回
- 三 その他の研修 : 随時

第15条(個人情報保護)

事業所及び従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持することを厳守します。

- 2 事業所は、従業者が退職した後も、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を洩らすことのないよう、必要な措置を講じます。
- 3 事業所は、関係機関、医療機関に対して、利用者に関する情報を提供する場合には、あらかじめ文書により利用者の同意を得ることとします。
- 4 事業所は、個人情報保護法に則し、個人情報を使用する場合、利用者及びその家族の個人情報の利用目的を公表します。
- 5 事業所は、個人情報保護に係る規程を公表します。

第16条(虐待防止に関する事項)

事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- 2 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- 3 虐待防止のための指針の整備。
- 4 虐待を防止するための定期的な研修の実施。
- 5 前4号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置。

第17条(身体拘束に関する事項)

事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)は行わない。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

第7章 緊急時、非常時の対応

第18条（緊急時の対応）

従業者は、現に居宅介護支援を行っている時に、利用者の健康状態が急変した場合や、その他緊急の事態が生じた場合には、あらかじめ届けられた連絡先へ可能な限り速やかに連絡するとともに、主治医への連絡等必要な措置を講じ、管理者に報告するものとします。

第19条（事故発生時の対応並びに損害賠償）

事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、応急措置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかに利用者の家族等及び市町村に連絡するとともに、顛末を記録し、再発防に努め、その対応について協議します。

- 2 事業所は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかにすることとします。ただし、事業所及び従業者の責に帰すべからざる事由による場合はこの限りではありません。

第20条（非常災害対策）

事業所は、非常災害時においては、利用者の安全確保を第一とし、迅速適切な対応に努めます。

- 2 事業所は、非常災害その他緊急の事態に備えて、防災及び避難に関する計画を作成し、従業者に対し周知徹底を図るため、年2回以上避難、その他必要な訓練等を実施します。

第21条（業務継続計画の策定等）

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第8章 その他

第22条（地域との連携）

事業所の運営に当たっては、地域住民又は住民の活動との連携や協力を行うなど、地域との交流に努めます。

第 23 条 (勤務体制等)

事業所は、利用者に対して適切なサービスを提供できるよう、従業員の体制を定めます。

- 2 従業員は、身分を証する書類を携行し、必要に応じて提示します。

第 24 条 (記録の整備)

事業所は、従業員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておくものとします。

- 2 事業所は、利用者に対するサービスの提供に係る諸記録を整備し、その完結の日から **5年間**保存するものとします。

第 25 条 (苦情への対応)

事業所は、利用者からの苦情に迅速にかつ適切に対応するため、苦情受付窓口の設置や第三者委員を選任するなど必要な措置を講じます。

- 2 事業所は、提供するサービスに関して、市町村からの文書の提出及び提示の求め、又は市町村職員からの質問及び照会に応じ、利用者からの苦情に関する調査に協力します。市町村からの指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行い報告します。
- 3 事業所は、サービスに関する利用者からの苦情に関して、広島県国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、広島県国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行い報告します。

第 26 条 (ハラスメントに関する事項)

事業所は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

第 27 条 (その他)

この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人広島県リハビリテーション協会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとします。

- 附則** この規程は、平成 20 年 5 月 1 日から施行します。
この規程は、平成 21 年 8 月 1 日から改訂施行します。
この規程は、平成 25 年 5 月 1 日から改訂施行します。
この規程は、平成 26 年 6 月 1 日から改訂施行します。
この規程は、平成 26 年 10 月 1 日から改訂施行します。
この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から改訂施行します。
この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から改訂施行します。
この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から改訂施行します。
この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から改訂施行します。